

## (1) 基本方向

### これまでの取り組み

人口の増加と市街地の拡大がつづくなか、公園や緑地の整備等、みどりの充実に向けた取り組みを進めてきました。

とくに、政令市へ移行して間もなく「札幌市緑化政策大綱（1973：昭和48）」を定めて以降は、「(旧)札幌市緑の基本計画（1982：昭和57）」、「(新)札幌市緑の基本計画（1999：平成11）」へと緑化推進の基本的考え方を継承し、公園緑地の計画的整備に加えて、市民・企業・行政が一体となった都市緑化を推進してきました。（P56参照）

### 現況・課題

これまでの取り組みの結果、公園緑地の整備水準は上昇してきており、総量としては一定程度の充実をみています

しかし一方で、都市化の進展に伴って、市街地周辺及び市街地内のみどりは減少を続けており、また、郊外に比べ既成市街地のみどりが少ないなど地域的格差もみられます。

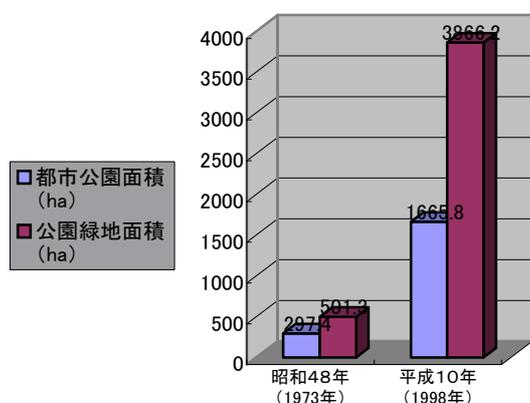
さらに、今日では、地球環境問題への対応や生物多様性の確保といった観点からも、みどりの役割に対する認識が高まっています。

今後は、このような現況及び動向に適切に対応しながら、みどりを一層充実させることにより、都市の魅力を向上させていくことが求められます。

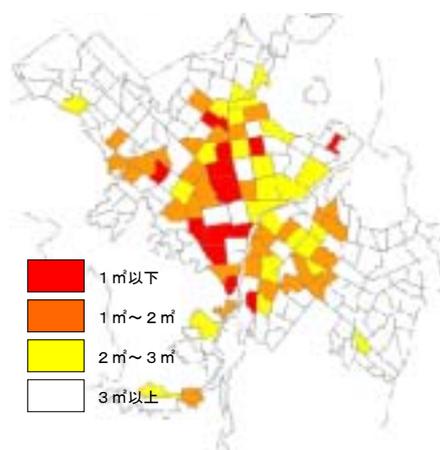
また、残されたみどりを守ることはもとより、都市づくりの様々な場面において、市民との協働により新たなみどりを創出していくことも重要です。

以上の認識に立ち、これからのみどりに関する基本的な方向を以下のとおり定めます。

■公園整備の状況



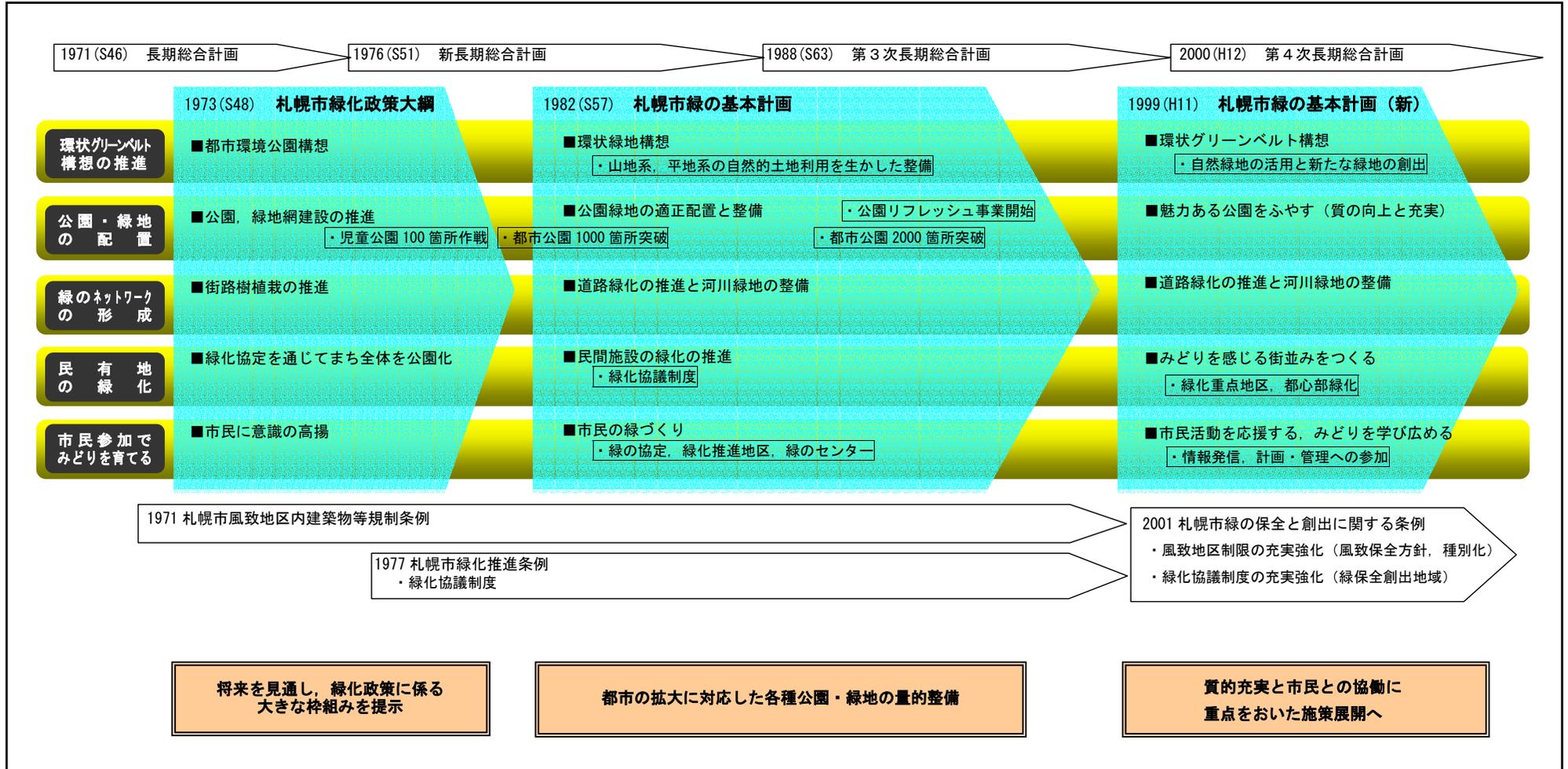
■住区毎の一人あたりの公園面積



### **基本方向（みどり）**

- 行政による緑化に加えて、市民や企業による民有地緑化を推進するなど、市民、企業、行政などの協働によりみどりを充実していきます。
- 市街地周辺のみどりや市街地内の貴重なみどりなど、いまあるみどりを保全・育成し、次代に継承します。
- 身近なみどりを増やすことにより、均衡のとれたみどりの街並み形成やみどりのネットワーク化を進めます。

緑に係る主要な計画・施策の系譜



## (2) みどりの配置

### これまでの取り組みと現況・課題

これまで市街地の外においては、環状グリーンベルト構想にもとづき、大規模な公園緑地等の整備等を順次進めてきました。また、市街地内においても、新たな住宅地に公園緑地を系統的に確保するなど、みどりの充実に向けた取り組みを推進してきました。

一方、今日では、市街地に接するみどりの減少の抑制、都市づくりの主要な地区における新たなみどりの拠点形成といった課題に取り組むことが求められています。

以上の認識のもと、みどりの配置について以下の方針を定めます。

### 基本方針（みどりの配置）

- 核となる貴重なみどりの存在や全市的な均衡に配慮しつつ、大規模な公園や緑地など、拠点となるみどりを配置していくとともに、都心部には札幌の顔にふさわしいみどりを創出します。
- 本市の緑を特徴づけている南西部に広がる丘陵や山並みのみどり、北東部の平地に広がる農地や河川のみどりとこれらにつらなる新たな緑地空間の創出により、市街地を取り巻くみどりを配置します。
- 河川や幹線道路などにより、まちを囲むみどりや拠点となるみどりを相互にネットワーク化します。

### 取り組みの方向

#### ア 自然緑地の保全

市街地を取り巻くみどりやまちの中に点在する樹林地などの自然緑地については、緑地保全地区や風致地区などの地域制緑地制度をはじめとした多様な制度の活用により、保全を図ります。

#### イ 公園緑地の適正配置

環境保全、レクリエーション、防災、景観構成といった視点からの配置方針にもとづき、必要な公園緑地の整備を進めます。

#### ウ 河川緑化・道路緑化

みどりのネットワーク化のため、自然性豊かな川づくりや、北国の風土にふさわしい質の高い道路緑化を図ります。

#### エ 農地の保全

農用地区域の設定など農業政策を通じた保全のほか、市民農園など市民による活用を通じた保全も図ります。

#### 才 重点的な緑化の推進

都心をはじめとする各種の拠点や特にみどりの少ない地区など重点的に緑化を推進すべき地区において、みどりの保全・創出に関する指針を定め、積極的かつ効果的な緑化を進めます。

### (3) みどりの質的充実

#### これまでの取り組みと現況・課題

これまで積極的に公園緑地の整備を進め、総量の確保に努めてきましたが、今後は、みどりの量の地域格差を解消するとともに、より多様なみどりを創出していくことが求められています。

また、施設の老朽化や利用者層の変化などから、機能更新の必要性が高まっている公園緑地が見受けられます。以上を踏まえ、みどりの質的充実について以下の方針を定めます。

#### 基本方針（みどりの質的充実）

- 量としての確保だけではなく、機能分担や相互連携、景観形成への寄与、都市と自然との共生、生物多様性の確保といった観点にも配慮し、多様なみどりを創出します。
- 市街地における建物更新などの動向と連動しながら、市街地内できめ細かなみどりを効果的に創出します。
- 大規模な公園から住宅の庭に至るまで、また、施設の計画から管理まで、様々な場面において総合的に緑化を推進するため、協働型の取り組みを充実していきます。

#### 取り組みの方向

##### ア 都市と自然との共生を重視した取り組みの充実

野生生物の生育空間としての側面に配慮した自然緑地の保全、身近な自然情報の収集・発信、みどりのリサイクルの推進など、都市と自然との共生を重視した取り組みを充実していきます。

##### イ 公園緑地の魅力の向上

立地特性や利用者ニーズなどを踏まえ、多様な観点で個性ある公園緑地を整備するほか、老朽化した公園は、周辺の公園配置や利用状況等を踏まえた改修・再整備により、魅力の向上を図ります。

##### ウ きめ細かな民有地緑化の推進

緑保全創出地域制度の運用により開発に伴うみどりの減少を抑制するとともに、市街地内において効果的な建築物緑化を誘導し、きめ細かなみどりを創出していきます。

##### エ みどりの充実に向けた協働型の取り組みの推進

公園の計画づくり・管理・運営への市民参加や、市民による森林保全活動の支援など、市民や企業などとの協働による取り組みを推進します。

